

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団ブライ トデンタルケア羽生 リボン歯科・矯正歯 科	羽生市川崎二―二八―三イオ ンモール羽生一階	令和二年八月三十一日
シナモン薬局	蕨市中央三―一二―一八	令和二年八月六日